

区分管理確認書（回収金減少支援事業用）

長崎県漁業信用基金協会 理事長 殿

年 月 日付け債務保証承諾書（又は債務保証委託書） 資金（保証金額
円）については、下記1の事項について確認するとともに、下記2及び3の事項について了
承します。

記

- 1 被保証人が、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「交付等要綱運用通知」という。）第3の2-1-(5)のアの(2)のアの(イ)の「漁業又は水産加工業の事業資金等に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係るものと区分して管理できる者」に該当すること。
- 2 被保証人は、求償権発生時まで、漁業又は水産加工業の事業資金等に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係るものと区分して管理すること。
- 3 2を行うことができなかつた場合には、交付等要綱運用通知第3の2-1-(5)のアの(2)のウの(イ)の規定が適用されず、求償権行使の対象範囲は限定されないこと。

以 上

年 月 日

被保証人

住所

名称・氏名

⑩

代表者

⑩

連帯保証人

住所

氏名

⑩